

新監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成30年7月2日

新潟市監査委員	高井昭一郎
同	伊藤秀夫
同	渡辺有子
同	加藤大弥

監査結果の報告

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（平成29年3月27日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第3 監査の対象

市民生活部、都市政策部、西区役所

第4 監査の範囲

平成29年4月～平成30年2月末までの財務等に関する事務

第5 監査の実施時期

平成30年3月9日～平成30年7月2日

第6 監査の実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区執務室等

第7 監査の着眼点及び主な実施内容

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

1 重点調査項目

現金取扱業務において、内部統制は整備されているか、また収入原因行為から払込までの一連の業務が適切に行われているか、特定の対象課を抽出し、重点的に調査を実施する。

2 事務事業全般

事務の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

3 収入事務

収入に係る手続き及び時期は適正か。

4 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

5 契約事務

契約に係る手続き及び契約内容は適正か。

6 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

7 その他

各班で監査対象課別に固有リスクを識別・評価し、発生頻度・影響度が大きい項目を重要リスクとして捉え、そこから着眼点を導出する。

第8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

1 指摘事項

契約事務において、不適切な事務処理が行われていたもの

(西区役所健康福祉課)

西区役所健康福祉課の担当者は、平成30年2月6日午前、老人憩の家「小針荘」の管理人よりガスストーブが不調である旨の連絡を受け、業者へ状況確認と修理に係る見積書の提出を依頼し、同日午後、業者より機器の取替が必要である旨の状況報告と修理費177,228円(税込)の見積書の提出を受けた。

冬期にもかかわらず代替えの暖房機器がなかったこと、高齢者をはじめとする利用者への影響を考慮し、速やかに同業者へ取替工事の発注をしたが、一者随意契約はできないという担当者の誤った認識により、工事完了後に、施工業者へ他者(2者)の見積書を提出させ、書類上は見積合わせを実施したかのように調べていた。

当該工事は、利用者への影響を考慮した緊急対応として業者に修理を依頼したものであることから、一者随意契約として事務処理をすべきであった。

しかし、故障発生時及びその後の事務処理について上司への報告、相談など課内での情報共有の欠如と、担当者の誤った認識により、施工業者に他者(2者)の見積書の入手を依頼し、3者で見積合わせを実施し工事を行ったこととしていたものである。

形式的な体裁を調えるために施工業者へ他者(2者)の見積書を提出させた行為は、業者に当該事案はもとより他の事案でも不適切な契約事務を行っているのではないかという疑念を抱かせるとともに、市の業務全体について市民の信頼を喪失する恐れがあり、コンプライアンス意識を欠いた不適切な事務処理と言わざるを得ない。

今後は、職員の契約事務の理解を深めるとともに、工事発注にあたり課内での情報共有を速やかに図り、さらに、コンプライアンスを遵守した適正な契約事務の執行に努められたい。

【合規性】

○地方公務員法

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第 32 条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

○新潟市における法令遵守の推進等に関する条例

(倫理原則等)

第 3 条 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、正当な理由なく一部に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等不当な差別的扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って公正かつ親切な態度で職務を遂行しなければならない。

(略)

2 職員は、自らの行動が市全体の信用に影響を及ぼすことを常に認識し、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

(略)

5 職員は、職務の遂行に当たっては、法令を遵守し、上司の指示に従うとともに、不当な要求に対しては毅然として対応しなければならない。(略)

○地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(略)

5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(略)

2 軽微事項

監査にあたってみられた、軽微な事務処理誤り等（総件数 44 件）について、主な類型別の件数及び事例は以下のとおりである。

- (1) 収入事務に関すること (計8件)
 - ・督促の未実施又は督促遅延
 - ・使用料の徴収遅延

- (2) 現金取扱事務に関すること (計2件)
 - ・タクシーチケット未使用分の回収漏れ

- (3) 支出事務に関すること (計13件)
 - ・時間外勤務手当の支給誤り
 - ・週休日の振替誤り

- (4) 契約事務に関すること (計15件)
 - ・不適切な見積合わせ又は入札の実施
 - ・再委託承認手続き漏れ

- (5) 財産管理事務に関すること (計4件)
 - ・固定資産台帳登載漏れ
 - ・財産使用許可事務処理遅延

- (6) その他 (計2件)
 - ・要綱制定にかかる起案決裁区分誤り
 - ・自家用車公務使用手続き漏れ